

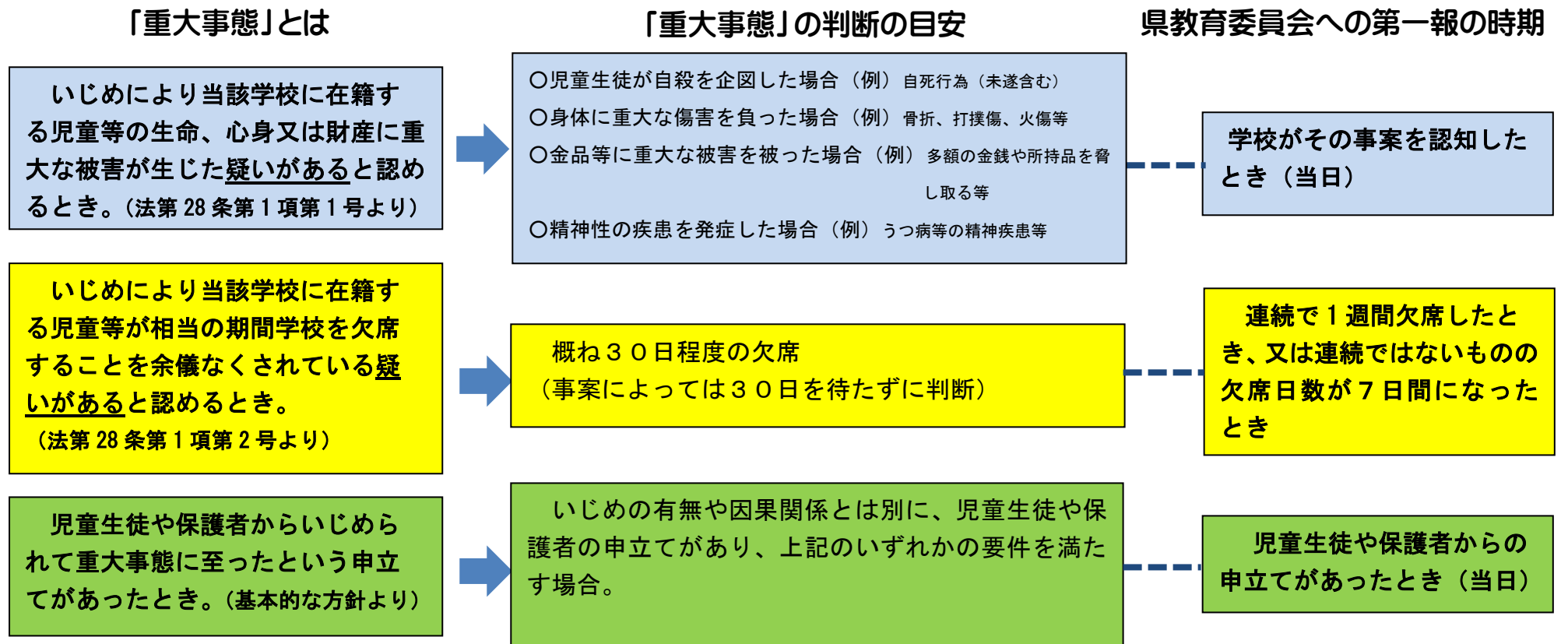
## I 「重大事態」の判断と県教育委員会への第一報

### 判断及び県教委への第一報のポイント

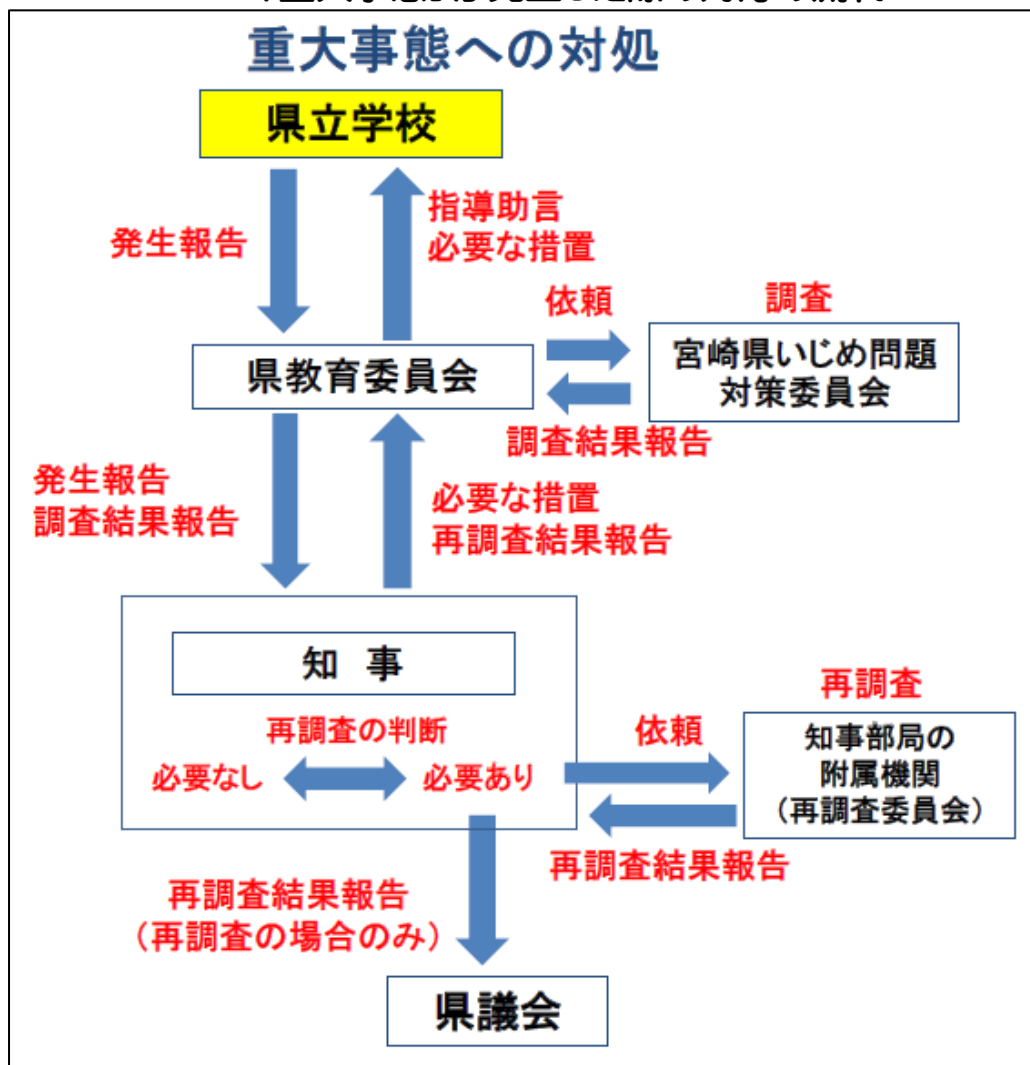
- いずれの事案においてもその判断のポイントは「重大事態に該当するかもしれないという疑いがあると認めるとき」
- 判断は客観的・多面的に行う
- 疑われる事案が「重大事態」か否かの判断は、学校からの第一報をもとに県教育委員会と協議する。

重大事態に該当するとわずかでも考えられる事案・判断に迷う事案については県教育委員会への第一報を速やかに

「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「重大事態」及び「重大事態の判断」を次のように定義しています。今後、「県教育委員会への第一報の時期」については下のとおり取り扱うこととします。



## II 「重大事態」が発生した際の対応の流れ



## III 「重大事態」が発生した際の調査

### 調査のポイント

- 「いつから」「誰から」「どのような行為が行われたのか」を明確に
- 事実をしっかり向き合うこと
- いじめの被害者やその保護者の心情に寄り添うこと
- 資料等は過去の分も含め、全て整理・保管すること

県立学校で重大事態が発生した際の調査は、県教育委員会が設置している調査委員会が行います。

しかし、調査委員会による調査以前に、学校でも可能な限り詳細な調査を行い、再発防止につなげる必要があります。

## IV 再発防止策の策定・報告

### 再発防止策の策定・報告のポイント

- 再発防止策は、学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組まで含める。
- 重大事態発生時には再発防止策について発生から1か月以内に県教育委員会へ報告

学校においていじめが発生した場合、重大事態か否かにかかわらず、事実を明らかにし、再発防止に努める必要があります。

### 【相談・報告窓口】

県教育庁 学校政策課 生徒指導・安全担当 TEL 0985-26-7238 FAX 0985-26-0721

